

# 光市建設工事総合評価競争入札実施事務処理要領

## 1 趣旨

この事務処理要領は、市が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために必要な事務手続等について定める。

## 2 総合評価方式について

総合評価とは企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

### (1) 総合評価方式の適用範囲

- ア 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事
- イ その他総合評価方式によることが望ましい工事

### (2) 総合評価方式の型式

総合評価の実施に当たっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模（予定価格）に応じて、次の型式から当該工事に適した総合評価の型式を選定する。

- ア 特別簡易型
- イ 簡易型

### (3) 総合評価方式の各型式の概要

#### ア 特別簡易型

簡易型より、更に簡易な総合評価として、対象とする工事は技術的な工夫の余地が小さく、小規模又は維持的な工事を対象とし、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

#### イ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

### (4) 総合評価方式における落札者の決定方法

ア 総合評価方式においては、入札参加者に総合評価に係る資料（以下、「技術提案資料」という。）の提出を求め、提出された技術提案資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。

イ アにより算出した加算点に標準点（100点）を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して各社の評価値を算出する。（除算方式）

各社の評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札書記載価格

ウ 総合評価における落札者は、イで求めた各社の評価値が最も高い者とする。

## 3 総合評価方式における評価方法

### (1) 型式別加算点の設定

総合評価方式の型式別加算点の設定については表－1の値を標準とする。

表－1 型式別加算点

総合評価方式の型式	加算点の満点
特別簡易型	10点
簡易型	20点

(2) 評価項目及び配点

評価の視点及び評価項目については以下のとおりとする。

ア 企業の技術力

- (ア) 簡易な施工計画
- (イ) 企業等の技術的能力
- (ウ) 配置技術者の技術的能力

イ 企業の地域精通度・地域貢献度

- (ア) 地域精通度
- (イ) 地域貢献度

型式毎の評価対象とする具体的な項目は、原則として表－2の項目すべてを対象とする。

なお、一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（例、参加資格が市内に限られる場合や監理技術者の専任を求める場合等）についてもすべてを対象とする。また、備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事毎に評価対象とする内容を設定する必要があるが、設定できない場合は評価対象の項目としない。

評価において不適切とし、欠格となった項目がある場合は、評価の対象とせず、無効とする。

表－2 評価項目

凡例 「◎」：必須項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型	簡易型	備考	
ア 企業の技術力	(ア) 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	3	-	◎ 1項目選択	個別	
		工程管理					
		品質管理 その他配慮すべき事項					
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	-	◎	
	(イ) 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	2	◎	◎	個別	
		過去2年間の光市発注工事における工事成績評定点の平均点	4	◎	◎		
		公告日前の2年間の建設事故の有無	1	◎	◎		
		IIS09001の取得状況	1	◎	◎		
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	1	◎	◎		
	(ウ) 配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	1	◎	◎		
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	個別		
公告日前の1年間の継続学習（CPD）の取組状況		1	◎	◎			
技能士等の活用		1	◎	◎	個別		
イ 企業の地域精通度・地域貢献度	(ア) 地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	◎	◎		
	(イ) 地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は過去1年間の地域活動実績	1	◎	◎		

(3) 評価基準及び評価点

ア 企業の技術力

評価項目毎の評価基準及び評価点は下記のとおりとする。

(ア) 簡易な施工計画(簡易型に適用)

「(ア)簡易な施工計画」については、工事毎の特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となっていることが必要であり、一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない場合には加点しない。

表－3

評価の細目		評価基準	評価点
発注者が求める 施工上配慮すべき 事項として右側から 1項目を選定	工程管理	工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工程上重要な項目が記載されている	3
		工程管理が適切である	0
		不適切である	欠格
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	3
		品質の確認方法、管理方法が適切である、	0
		不適切である	欠格
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている、	3
		課題に対して、適切である	0
		不適切である	欠格
受注者が提案する施工上 配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
	配慮事項への対応が適切である	0	
	不適切である	欠格	
評価点の最大計			5

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
- ②土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている場合は加点しない。

(イ) 企業等の技術的能力 (特別簡易型、簡易型に適用)

表－4

評価の細目	評価基準	評価点
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	設計金額以上の同種工事の施工実績がある	2
	同種工事の施工実績がある	1
	施工実績がない	0
過去2年間の光市発注工事(請負金額が250万円未満の工事を除く。)における工事成績評定点の平均点	80点以上	4
	75点以上、80点未満	3
	70点以上、75点未満	2
	65点以上、70点未満	1
	65点未満、又は実績無し	0
公告日前の2年間の建設事故の有無	事故なし	1
	事故あり	0
ISO9001の認証取得状況	認証取得している	1
	認証取得していない	0
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	ISO14001を認証取得している	1
	エコアクション21を認証取得している	0.5
	認証取得していない	0
評価点の最大計		9

(ウ) 配置技術者の技術的能力（特別簡易型、簡易型に適用）

表－5

評価の細目	評価基準	評価点
主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が1級土木施工管理技士、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者	1
	その他	0
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2
	施工経験がない	0
公告日前の1年間の継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明ある場合	1
	取得していない	0
技能士等の活用	指定した技能士資格者を使用した施工とする場合、又は技能士資格を指定していない場合	1
	使用しない	0
評価点の最大計		5

イ 企業の地域精通度・地域貢献度（特別簡易型、簡易型に適用）

表－6

評価の細目	評価基準	評価点
地理的条件（緊急時の施工体制）	光市に本店、工場がある	1
	その他	0
過去5年間の災害時の応急対策又は過去1年間の地域活動実績	活動実績がある	1
	活動実績がない	0
評価点の最大計		2

(4) 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

ア 企業の技術力

(ア) 簡易な施工計画 表－7

簡易型総合評価方式においては、簡易な施工計画の提案を求める。評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- a 発注しようとする工事について、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- b 評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（契約不適合にかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- c 技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスのな工事の実施を求めるような設定をしない。

表－7

項目	留意事項	様式	
発注者が求める事項	工程管理	工程管理が重要な要因となる工事において、当該工事に関する概略の工程表の提出を求める。この際、工程表の下に施工計画や工程管理に係わる技術的所見の記載を求める。	3
	品質管理	当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、「〇〇（又は構造物名）」として具体的な項目を指定し、その品質管理に対する技術的所見を求める。	4
	その他配慮すべき事項	a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策（一般交通への安全対策や水質汚濁対策等具体的に記述する項目を指定すること）に対する技術的所見を求める。 b. 施工上特に留意する必要がある工種・工法等（具体的に指定するこ	

		と)について、その課題に対する技術的所見を求める。	
受注者が提案する事項	a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について、受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記載し提出する。記入にあたっては発注者から評価項目として、提出を求められている事項を除く。 b. 「施工上配慮すべき事項」の例としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項。 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応。		5

(イ) 企業の技術的能力

表-8

項目	留意事項	様式
過去8年間の同種工事の施工実績	a. 当該評価項目を適用するにあたっては、公告文等において「同種工事」の定義を明確に示すこと。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。 b. 条件付一般競争入札等で、入札参加資格要件に「同種工事の施工実績及び同種工事に係る規模要件(延長〇〇m以上、面積〇〇m <sup>2</sup> 等)」を規定する場合は、総合評価においても評価項目として「同種工事の規模」を規定する。なお、「規模」は契約単位で考慮するものとする。 c. 入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定しない場合においても、総合評価の評価項目として「同種工事の施工実績」及び「同種工事の規模要件」を規定することが可能な場合は、「同種工事の規模」を評価項目とする。 d. 「過去8年間」の実績の有無で評価することを標準とするため、施工実績については技術資料提出期限までに完成し、引き渡し完了した公共工事の中から、最新のものを記載すること。なお、トンネル工事や特殊な基礎工事等、「過去8年間」では実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。 e. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。 f. 共同企業体を対象として発注する場合、評価対象とする構成員について定めること。	6
過去2年間の光市発注工事における工事成績評定点の平均点	a. 各企業の過去2年度に竣工し検査を受けた光市発注工事(請負金額が250万円未満の工事を除く。)で、工事成績評定点の平均点により評価する。 b. 平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。 c. 共同企業体を対象として発注する場合は、当該共同企業体における代表者を持って評価する。 d. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、65点未満の取扱とする。	提出 不要
公告日前の2年間の建設事故の有無	a. 建設事故については、公告日前の2年間に死亡事故で労働基準監督署から処分(事件送致、是正勧告等)があったものを対象とし評価する。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。	有無 の記 載の み
ISO9001の認証取得状況	a. 当該工事に係る分野の認証を受けており、認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	有無 の記 載・ 関係 書類

IS014001 の取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証状況	<p>a. 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	有無の記載・関係書類
---	--	------------

(ウ) 配置技術者の技術的能力について

表－9

項目	留意事項	様式
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>b. 配置技術者の保有資格について、1級土木施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。</p> <p>c. 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載した場合は、最も資格の低い者をもって評価する。</p>	7
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	<p>a. 施工経験は、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）に完成し、引き渡し完了した同種工事の中から最新の代表的なものを1件記載する。</p> <p>b. 同種工事の定義を明確にすること。なお、同種工事の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。</p> <p>c. 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「同種工事の施工実績」調書によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料、最終工程表）を添付すること。なお、特段の指示がない場合は、提出された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間とする。）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>d. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。</p> <p>e. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について資料を提出し、すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。</p>	7
公告日前の1年間の継続学習（CPD）の取組状況	<p>a. 公告日前の1年間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット）により評価するので、認証団体の証する書面の写しを提出すること。</p> <p>b. 配置技術者の候補者を複数名提出した場合は、すべての候補者について提出し、すべての候補者が取得していないと評価しない。</p>	8
技能士等の活用	<p>a. 評価対象とする技能士の従事する職種は、「型枠施工」「鉄筋施工」「コンクリート圧送施工」「造園」「とび」「さく井」「塗装」「路面標示施工」「コンクリート積みブロック施工」とし、工事の内容に応じて適宜指定する。また、技能士以外の資格を指定することができる。従事する技能士は、下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格を指定した場合は下請け等の職員は認めない。</p> <p>b. 指定したすべての工種を、指定したすべての技能士等が従事して全期間施工する場合に評価する。なお、技能士による施工対象とする工種がない場合は指定しない。（1点を付与する。）</p> <p>c. 実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。</p>	9

	d. 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。	
--	--	--

イ 企業の地域精通度・地域貢献度

表－10

項 目		留 意 事 項	様式
地域精通度 (地理的条件)		a. 光市内に本店、工場を有している場合は、評価する。光市内に工場を有している場合は、その所在地を証明する資料を添付する。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
地 域 貢 献 度	災害応急対策又は地域活動実績	a. 過去5年間(※5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)の、光市所管公共施設に係る災害応急対策業務の活動実績について、契約書の写し、実績のわかる書類等、実績を証明するものの提出により評価する b. 過去1年間(※1年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)の、光市内における道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする	10 又は 11

(5) 加算点の算定

ア 技術提案資料の審査

技術提案資料の受領後、光市建設工事等指名審議会において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。(加点無し)

イ 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表－11の総合評価方式の型式毎の当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \sum \left( \frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

ウ 評価値の算定

前項で算出した加算点に標準点(100点)を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値(評価値)を算定する。

$$\text{各社の評価値} = \text{技術評価点 (標準点 + 加算点)} \div \text{入札書記載価格}$$

表－１１ 型式別、評価項目別の換算値

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目ごとの配点合計 矢印の下の数字が各評価項目ごとの換算値					
				特別簡易型			簡易型		
				対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値
ア 企業の技術力	(ア)簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	3	—	—	—	◎	3	5 ↓
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	—	—	—	◎	2	10
	(イ)企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	2	◎	2	9 ↓ 4	◎	2	9 ↓ 4
		過去2年間の光市発注工事（請負金額が250万円未満の工事を除く。）における工事成績評定点の平均点	4	◎	4		◎	4	
		公告前の過去2年間の建設事故の有無	1	◎	1		◎	1	
		ISO9001の取得状況	1	◎	1		◎	1	
		S014001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	1	◎	1		◎	1	
	(ウ)配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	1	◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 ↓ 4
		過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	2	◎	2		◎	2	
		公告前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	1	◎	1		◎	1	
技能士等の活用		1	◎	1	◎		1		
イ 企業の地域精通度 地域貢献度	(ア)地域精通度 (イ)地域貢献度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	◎	1	2 ↓ 2	◎	1	2 ↓ 2
		過去5年間の災害時の応急対策又は過去1年間の地域活動実績	1	◎	1		◎	1	
評価点計			10			20			

4 その他

(1) 入札の無効

- ア 技術提案資料を定められた時期までに提出しない者。
- イ 評価において不適切とし、欠格となった項目がある場合。

(2) 技術提案の改善

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする。

(3) 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、入札監理課長がその理由を説明する。

(4) 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

- ア 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとする。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。あわせて、加算点の範囲内で配点に応じた工事成績評定点を減点する。また技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

#### イ 配置技術者の変更

配置技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、アと同様に配置技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

#### 附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

総合評価競争入札に係る提出様式一覧

評 価 項 目			特別簡易型	簡易型	備 考	
技術提案資料提出表紙			第1号	第1号		
技術提案資料提出一覧表			第2-1号	第2-2号		
ア 企 業 の 技 術 力	(ア) 簡易な 施工計画	発注者 が求め る事項	工程計画	—	第3号	
			品質管理	—	第4号	
			その他、配慮すべき事項	—	第4号	
		工事全般の施工計画		—	第5号	
	(イ) 企業の技術的能力	同種工事の施工実績		第6号	第6号	
		工事成績評定点		提出不要	提出不要	
		建設事故の有無		有無の記載	有無の記載	
		ISO9001の取得状況		有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
		ISO14001又はエコアクション21の取得状況		有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
	(ウ) 配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格		第7号	第7号	
		配置技術者の施工経験の有無		第7号	第7号	
		継続学習（CPD）制度の取組状況		第8号	第8号	
		技能士等の活用		第9号	第9号	
イ 企業の地域精通度・ 地域貢献度	地域精通度（本店等の有無）		関係書類	関係書類		
	地域貢献度（災害時）		第10号	第10号		
	地域貢献度（地域活動実績）		第11号	第11号		